

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年11月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（A）のグランド部の締めしろが少なくなっているため、当該グランドパッキンを交換	対象外	
2	3号機	取水設備トラベリングスクリーン（F）のチェーンが切れて脱落していたため、当該チェーンを点検・修理	D	
3	3号機	廃棄物処理系廃液脱塩器入口圧力計に指示値不良（オーバースケール）が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
4	4号機	非常用ディーゼル発電機（B）構内火災報知監視システム監視盤の非常用バッテリーに消耗が認められたため、当該バッテリーを交換	対象外	
5	5号機	ゲルマニウム半導体検出器の点検において、点検項目の一部に管理値外れが認められたため、当該機器を修理	D	
6	5号機	過渡現象記録装置の主タービン中間蒸気圧力値に指示値不良が認められたため、当該装置を調査・点検	D	
7	5号機	消火系電動機駆動消火ポンプの定例自動起動試験において、電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの差圧スイッチに動作不良（ドリフト）が認められたため、当該差圧スイッチを点検・調整	D	
8	5号機	No. 3軽油タンク南側側溝のマンホール蓋にひび割れが認められたため、当該蓋を点検・修理	D	
9	6号機	中性子計測系起動領域中性子束モニタ検出器（D）の特性試験において、検出器の検出電流に低下が認められたため、当該検出器を定期検査時に交換	C	
10	6号機	プロセス計算機の主発電機出力値が発電機電力量の値に対して若干低めに出力されているため、当該装置を点検・調整	D	
11	集中環境施設	ペレット等固化設備ペレット採取台車の車輪に動作不良が認められたため、当該台車を点検・修理	D	
12	集中環境施設	集中環境施設建屋火災報知器の一括警報が誤動作したため、当該火災報知器を点検・修理	D	
13	集中環境施設	焼却工作建屋雑固体ドラム缶一時貯蔵室のホイストクレーンの吊り下げ式操作スイッチのケーブル被覆に破れが認められたため、当該ケーブルを点検・修理	D	
14	その他	5号機原子炉建屋内を通行中に、電子式線量計の故障によるベータ線量の計数異常（999.9mSv）が認められたため、当該作業員の被ばく線量を評価し、当該電子線量計を点検・修理	D	
15	その他	海生物処理設備排ガス処理用湿式洗浄装置の洗浄水ポンプ（A）のプーリーに腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで